

## 【9】ヴェーランジャー (Verañjā) での雨安居年と 波羅夷罪第1条の制定

はじめに

第【3】章「善来具足戒法の制定と帰依の対象としてのサンガ（僧宝）の形成」、第【4】章「三帰依具足戒法の制定とサンガ祖形の形成」、第【5】章「十衆白四羯磨具足戒法の制定とサンガの形成」、第【6】章「受具足戒資格審査項目（遮・難）の制定」においては、律蔵の主に「受戒韃度」を材料に、具足戒制度の制定過程に沿いながらサンガの形成について考察してきた。「律蔵」は大きくは波羅提木叉と韃度部に分かれるが、このうちの「韃度部」はサンガの運営方法や行事などを規定したものであり、そのすべてはサンガが存在することを前提としたものであるから、「受戒韃度」以外のすべての韃度に含まれる規定は、第【7】章「摩訶迦旃延 (Mahākaccāna) の生涯と持律第五白四羯磨具足戒法の制定」で材料とした「皮革韃度」にも象徴的に現れているように、サンガが形成された釈尊46歳＝仏成道第12年の後半期（第12回目の雨安居の後）以降に制定されたことになるわけであるが、その概略の制定史のようなものは第【6】章の[4]「受戒韃度以外の韃度の制定年」に記しておいた。

それでは一方の波羅提木叉はいつ制定されたのであろうか。第【1】章「律蔵の体系」に論じたごとく、波羅提木叉の各条文は随犯随制されたものであるから、これについては各条文ごとに検討しなければならないのであるが、これもその時に論じたごとく、その制定の嚆矢は波羅夷罪の第1条「姪戒」である。そこで本章ではこの波羅夷罪第1条がいつどのように制定されたかということを検討することにする。

ところで本章は第【7】章と同様に、もともとは独立した「研究ノート」の1主題として書いてあったものを本稿に編入したものである。その主題とは釈尊がヴェーランジャーで雨安居された年度の推定であって、波羅夷罪第1条の制定年の推定はその付けたりのようなものであった。そこで本章の内容と形式が、第【6】章までとは少々異なるところがあることは筆者も自覚しているが、全面的に書き直す余裕がないので若干の修正を施し、そのまままで利用することにした。第【7】章と併せて読者のご寛恕をお願いしたい。

ヴェーランジャー (Verañjā, Skt. : Vairambhyā, Vairañjā) は、釈尊時代のインドの十六大国<sup>(1)</sup>の1つであるスーラセーナ国 (Sūrasena, Skt. : Śūrasena) に属する地方都市で、その首都であったマドゥラー (マトゥラー Madhurā, Mathurā) からヤムナー河を東に渡ったところにあり、さらに東に行くとソーレヤ (Soreyya)、なおもさらに東行するとサンカッサ (Saṃkassa) があった。

マドゥラーは今のヒンドゥー教の聖地の1つに数えられるマトゥラーとして栄えているが、ヴェーランジャーは今はその所在を確認することができない。しかし釈尊時代には東はコー

サラ国方面と、西はガンダーラ国方面とを結ぶ交易路上にあり、それなりに賑わいを見せる小都市であったと考えられる。

しかしながらここは仏教中国（ガンジス河中流域のヒンドゥスタン平原の中央部）からすると西端にあたり、本章で詳しく考察することになるのであるが、釈尊がここを訪ねられた時にはいまだ仏教の僧院はなく、おりしも飢饉であったということもあって、雨安居に入られたのに食事を給する者もなく、居合わせた馬商人たちから施された馬麦を食して過ごされたとされるところである。

本章ではこのヴェーランジャーでの雨安居が何年のことであったのかを考察する。なおこれを記す主な資料は「律蔵」経分別の「波羅夷罪第1条」の制定因縁であって、「律蔵」自身もこれが最初の結戒であったとしている。そしてこの制定はヴェーランジャーでの雨安居が明けた後のこととされているから、ヴェーランジャーでの雨安居の年が推定できれば、自ずから波羅提木叉が初めて誦出された年も推定できるということになる。

なおヴェーランジャーの地政学的な面については、「モノグラフ」第15号（2009年10月発行）に掲載した【資料集2-4】金子芳夫篇「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究ーその他国篇ー」の[補註8]（pp.633~640）に記した「Verañjā（ヴェーランジャー）」（森章司）を参照されたい。

- (1) 十六大国については、本文中で紹介した【資料集2-4】の[付1]「十六大国一覧表」と[付2]「十六大国資料」を参照されたい。

## [1] ヴェーランジャーでの雨安居記事

まずヴェーランジャーでの雨安居が記される記事を紹介する。ただし本章での考察に関係する事項を中心とする。

[1-1] その主な資料は前述のように「波羅夷第1条」の制定因縁である。ただし『十誦律』の第1条は直接須提那迦蘭陀子の因縁から始まるのでヴェーランジャーの記述はなく、ヴェーランジャーでの雨安居については「波夜提第44条」に記される。また『根本有部律』も波羅夷の第1条にはなく、このエピソードは「薬事」に記される。したがって『十誦律』ならびに『根本有部律』はこれを紹介する。

『パーリ律』「波羅夷001」（*Vinaya* vol.III p.001）：そのとき世尊はヴェーランジャーのナレール（*Naleru*）のプチマンダ（*pucimanda*）樹の下に500人の比丘たちと共に住された。これを聞いたヴェーランジャ（Verañja）婆羅門が世尊のもとにやって来て教えを聞き、三宝に帰依して優婆塞となって、ヴェーランジャーにおいて雨安居されることを願ひ出て、世尊はこれを受けられた。

このときヴェーランジャーは飢饉で食が得難かった。そこへ北路の馬商人たちが（*Uttarāpathakā assavāñijā*）500頭の馬を引き連れて来てこの地で雨期を過ごした。比丘らはヴェーランジャーで乞食するも食を得られず、彼らの馬屋（*assamaṇḍalikā*）で各パッタ量の麦を得て、それを園（*ārāma*）に持ち帰って臼で搗いて食した。阿難も

その麦を石の中で砕いて世尊の食事とした。

その時**目連**は世尊に大世界の最下層は醍醐味を具足するので、地上と最下層をひっくり返しめしよと提案したが、世尊はこれを許されなかった。

また**舍利弗**が夕方に独坐より出定して世尊のもとを訪れて、世尊に「どのような仏の梵行が久住するのか」と質問し、世尊は学処・波羅提木叉の制定の必要性を説かれたが、この時には制定されなかった。この模様については第【1】章「律藏の体系」の [1] において詳しく紹介したので省略する（以下同じ）。

安居を終えられた世尊は阿難と共にヴェーランジャー婆羅門への挨拶をした。婆羅門は雨安居中に供養しなかったのは物がなかったわけではなく、なすべきことが多かったからだと言いついた。翌朝世尊はバラモンの供養を受け、ソーレヤ (Soreyya)、サンカッサ (Saṃkassa)、カンナクツジャ (Kaṇṇakujja) を通り、パヤーガの渡し (Payāgapatiṭṭhāna) <sup>(1)</sup> でガンガー河 (Gaṅgā nadī) を渡って、バーラーナシー (Bārāṇasī) に行き、そこで随意に住してからヴェーサーリー (Vesālī) に向けて遊行に出て、ヴェーサーリーの大林重閣講堂に住された。

そのときヴェーサーリーの近くにカラダカという村 (Kalandakagāma) があって、そこには**スディンナ・カラダカプッタ** (Sudinna Kalandakaputta) という長者の子がいた。彼は世尊の説法を聞いて世尊のもとで出家して具足戒を得、頭陀行を行じ、あるヴァッジ族の村 (Vajjigāma) の近くに住した。

その時ヴァッジ国は飢饉で食を得難かったので、カラダカ村で乞食しながら自分の父親の家に行き、懇請されて後嗣を作るために旧妻と不浄行を行じた。世尊は「不浄行を行ぜば波羅夷にして共住すべからず」と、波羅夷罪第1条を制定された。

『四分律』「波羅夷 001」 (大正 22 p.568 下) : そのとき世尊は 500 人の比丘らと共に**蘇羅婆国** <sup>(2)</sup> に遊行され、毘蘭若に至って、那隣羅浜洲の曼陀羅樹下に住された。**毘蘭若婆羅門**は沙門瞿曇が蘇羅婆国よりこの毘蘭若に来られたと知って世尊のもとを訪れ、世尊に「3月夏安居を受けられたい」と願い出て許された。

ときに波離国の販馬人が 500 頭の馬を引き連れてこの地を訪れていた。このとき飢饉で乞食が得難かったが、かの婆羅門は世尊を夏安居に招待しながら、魔波旬の仕業によって必要なものを供給しなかった。そこで比丘らは乞食に窮し、販馬人のところへ行くと、彼らは日に馬麦 5 升と世尊に 1 斗を与えてくれた。世尊は得た馬麦を**阿難**と分配すると、阿難は人手を使って馬麦を挽いて粉にし、乾飯を作らせて世尊に食させた。一方、比丘らは各自煮た麦を得て食した。

そのとき**目連**が世尊のもとに来て、神力を得た者が鬱単越 (Uttarakuru) へ行って、自然の粳米食を取ることを願い出たが、世尊は許されなかった。

次に**舍利弗**が世尊のもとにやって来て、世尊に「どの等正覚者が梵行を修して仏法が久住し、どの等正覚者が久住しないのですか」と質問した。世尊は学処・波羅提木叉の制定の必要性を説かれたが、この時には制定されなかった。

そのとき**毘舍離**に**迦蘭陀村の須提那子**という比丘があった。毘舍離は飢饉で乞食して食が得にくかった。そこで母のところに行き、旧妻に父の財産を相続して家系を断絶

させないために子供を産ませてほしいと懇請され不浄を行った。世尊は波羅夷罪第1条を制定された。

『五分律』「波羅夷 001」(大正 22 p.001 上) : 世尊は須賴婆国<sup>(3)</sup>におられた。500人の比丘らと共に毘蘭若邑に詣って林樹下に住された。そこには波斯匿王 (Pasenadi) から封ぜられていた毘蘭若という婆羅門がいた。彼は信を異にし、見を異にしていたが、世尊が来られたと聞いて世尊に会いに行き安<sup>3</sup>居3月供養を請うた。世尊はこれを受けられた。ところが婆羅門は悪魔波旬に惑わされてこれを忘れてしまった。その時ここは邪道を信仰してまだ精舎講堂がなかったので、世尊たちは城北にある山林の中で安居した。このとき世間は飢饉で乞求するも食を得難かった。ちょうどこのとき波利国に販馬師があつてその馬麦を布施されたので、阿難はこれを麩<sup>ぼし</sup>として世尊に供養した。

ときに目連が世尊のもとを訪れ、神通を得た者が鬱単越へ行って自然の粳米を得ようと思い出たが世尊は許されなかった。

また舍利弗が世尊のもとを訪れ、世尊に「過去仏のうちで、どの仏の梵行が久住せず、どの仏の梵行が久住したのですか」と質問した。世尊は学処・波羅提木叉の制定の必要性を説かれたが、この時には制定されなかった。

かくして3ヵ月の安居を終えると、世尊は阿難と共に毘蘭若婆羅門の所に赴かれ、翌日の食事の招待だけを受けられ、僧迦尸国を経て毘舍離の彌猴河辺の重閣講堂へと向かわれた。

そのとき迦蘭陀邑の長者の加蘭陀の子で須提那という名の者が善来比丘によって具足戒を得た。彼が出家して間もなく飢饉となり、城内での乞食が得難かったので、彼は比丘らと共に迦蘭陀邑へ戻ったが、父母から家系と財産を残すために子孫を残すよう求められて不浄を行った。世尊は波羅夷罪第1条を定められた。

『十誦律』「波夜提 044」(大正 23 p.098 中) : 世尊は舍衛城祇樹給孤独園に居られた。そのとき毘羅然国に阿耆達という婆羅門王がいて、因縁あつて舍衛国の居士の家に来ていた。彼はその居士に世尊のことを聞き、説法を聞き終わって、毘羅然国で夏安居されることを願い出て許された。

ときに世尊は500人の比丘と共に毘羅然国に到達されたが、この国は信邪にしていまだ精舎がなかったので、城北にある勝葉樹林に止宿された。その村は小さく信者もいなかった<sup>ので乞食に苦勞した</sup>。世尊はそれぞれの意にしたがって安居せよと説かれた。そこで舍利弗は独りで不空道山中に行き、天王釈夫人阿須輪女の家で天食を供養され4ヵ月の夏安居を過ごした。村の居士や婆羅門らは世尊や比丘らに5、6日供養すると、それも途絶えた。比丘らが乞食に苦勞するので、目連は鬱単越の自然の粳米などを食べさせたいと思い出たが、世尊は許されなかった。

ときに波羅奈国の牧馬人がやって来た。彼らは仏教を信じていたが、食糧が尽きていたので比丘らに馬麦を施した。阿難は一人の女性に馬麦を料理させて世尊に供養した。

自恣の7日前になり、世尊は阿難を使者として阿耆達多のもとへ派遣し、彼に「夏安居を終え、遊行に出る」と知らせた。このとき阿耆達多は初めて世尊と比丘らが馬麦で飢えを凌いだことを知り、大いに懺悔して7日間心を込めて供養した。世尊は自恣を終

えて2ヵ月間の遊行をするため越祇国 (Vajji) へと向かわれた。(波夜提第44条の制定因縁として語られるので波羅夷罪第1条の制定には言及しない。『十誦律』「医薬法」<sup>(4)</sup>にも同じことが説かれている。)

『僧祇律』「波羅夷001」(大正22 p.227中)：世尊は舍衛城におられた。その時舍利弗が、「何の因縁あって諸仏の滅度ののち法が久住せず、何の因縁あって諸仏の滅度ののち法が久住するのですか」と尋ねた。世尊は学処・波羅提木叉の制定の必要性を説かれたが、この時には制定されなかった。

そのとき世尊は500人の比丘らと共に、舍衛城から橋薩羅国の人間を遊行し、橋薩羅国の耕田婆羅門聚落に至ってその林中に住され、さらに耕田婆羅門聚落から橋薩羅国を遊行して、跋耆国の毘舍離城にある大林重閣講堂へと向かわれた。(話の筋からいえば耕田婆羅門聚落がヴェーランジャーに相当するが、馬麦を食された話はない。)

このとき毘舍離城の人々は飢饉で五穀も実らず、乞食も得難かった。このとき加蘭陀子が出家し、乞食が得難かったので生家へ乞食に訪れ、母親に「せめて世継ぎを残して欲しい」と懇願されて、もとの妻と不浄を行った。波羅夷罪第1条が制定された。

『根本有部律』「薬事」(大正24 p.045上)：そのとき世尊は勇軍 (Sūrasena) の聚落より、人間を遊行して鞞蘭底城へ至り、練木樹下に住された。火授 (Agnidatta) という婆羅門王 (brāhmaṇa-rājan) は世尊を訪ね、説法を聞いた後「3ヵ月間の雨安居を過ぎられるように」と願い出て許された。晨朝に阿難陀は王宮に行ったが、衛門人は施食を拒絶した。国師の悪巧みにより、「夏の3ヵ月間を誰にも会わず、また世尊のサンガを供養すべからず」と厳命されていたからである。

そのとき隊商が北方から500頭の馬を率いてやって来て、この地で3ヵ月間を過ごすことになった。世尊と比丘たちはこの隊商から馬麦の供養を受け、舍利弗は風病を患っていたので、目連と共に三峯山 (Skt. : Triśśānṅku parvata) で過ごした。

雨安居を終えると阿難陀は火授王を訪ねて去ることを告げた。王は顛末を知って悶絶し、その場に倒れた。世尊は王に「もし人が過失を犯して、深く自らを悔いるならば、その罪は自ずと滅して、福德が増すものである」と説かれてその場を立ち去られ、無能敵城に向かわれ、菴伽河のほとりに住された。そしてそこで菴伽河を渡り、童長城 (Skt. : Kumāravardhana-nagara) ……象声城 (Skt. : Krauñcāna) ……頰伽爾迦城 (Skt. : Aṅgadikā) ……施宝城 (Skt. : Maṇivati) ……娑羅力樹 (Skt. : Sālabalā) ……金升城 (Skt. : Suvarṇaprastha) ……自来城 (Skt. : Sāketa) ……<sup>(5)</sup> (以下略。薬事であるので、波羅夷罪第1条の制定にはつながらない)

以上の外にヴェーランジャーでの雨安居ないしはヴェーランジャーに関する記述は、『四分律』「捨墮028」<sup>(6)</sup>、『根本有部律』「薬事」<sup>(7)</sup>、『増一阿含』042-003<sup>(8)</sup>、『中阿含』157「黄蘆園経」<sup>(9)</sup>、AN.008-002-011<sup>(10)</sup>、『中阿含』035「阿修羅経」<sup>(11)</sup>、AN.008-002-019<sup>(12)</sup>に見いだされるが、上記以上の情報を含むものはない。また MN.042 Verañjaka-s.<sup>(13)</sup>には、ヴェーランジャカ村の婆羅門居士たち (Verañjakā brāhmaṇa-gahapatikā) が所用のため舍衛城にいたという記述がある。

B文献には『中本起経』<sup>(14)</sup>、Jātaka 430 Cullasuka-j.<sup>(15)</sup> などがあるが、これも紹介す

るに足る情報を含まない。

- (1) 現在のアッラーハーバード。ここでガンジス河とヤムナー河が合流する。
- (2) 蘇羅婆国はスーラセーナ国をさすものと思われる。「モノグラフ」第 15 号 (2009 年 10 月) p.635 右参照
- (3) 上記註参照
- (4) 大正 23 p.187 中
- (5) S.Bagchi : *Mūlasarvāstivāda-Vinayavastu*, *Buddhist Sanskrit Texts*, No.16 Darbhanga vol. I、1967 pp.013ff.
- (6) 大正 22 p.630 中
- (7) 大正 24 p.096 上
- (8) 大正 02 p.748 下
- (9) 大正 01 p.679 中
- (10) vol.IV p.172
- (11) 大正 01 p.475 下
- (12) vol.IV p.197
- (13) vol. I p.290
- (14) 大正 04 p.163 上
- (15) vol.III p.495

[1-2] 以上からヴェーランジャーの雨安居や波羅提木叉誦出の年代を示唆する記述を探ってみる。

まず第 1 には、これらの記述の中には秘書室長としての阿難と、重要な役割として舍利弗・目連が現れることである。阿難は釈尊 54 歳＝成道 20 年の雨安居後に秘書室長に任命されたのであるから、したがってヴェーランジャーでの雨安居はそれ以降ということになる。また舍利弗・目連が入滅したのは釈尊 77 歳＝成道 43 年頃のことであるから (1)、これ以前のことということになる。

第 2 には、舍利弗が結戒し、波羅提木叉の誦出をしてほしいと願い出たのに対して、釈尊は「しばらく待て、如来は時を知る」として、この願いを拒否されたということである。その理由については第【1】章「律蔵の体系」において詳しく考察したように、いまだ有漏法が生じていないということであり、『パーリ律』によればその理由として、①サンガにそれほどたくさんの経験ある者が存在していない、②サンガはいまだ広大でない、③サンガはいまだ大いなる利養を得ていない、④サンガはいまだ多聞大なるを得ていない、が上げられ、『四分律』では、①比丘はいまだ利養を得てない、②比丘が名称を得、多聞多財業でない、『五分律』では、①この衆中にはいまだ多聞を恃む人がない、②いまだ利養名称がない、③いまだ神足を現じて天人のために知識せられることがない、が上げられている。端的に言えば釈尊教団がまだそれほど隆盛するに至っていないということを示しているわけである。

とはいいいながらヴェーランジャーで雨安居を過ごしたその直後には結戒され、波羅提木叉を誦出されたのであるから、早くも結戒せず、波羅提木叉を誦出しないという理由がなくなったということを意味する。ということになれば、このヴェーランジャーでの雨安居は釈尊教団が隆盛となるその端緒にあったということになる。もちろんだからといってこれで年代を特定することはできないが、釈尊の布教活動の最初期でもなく、また最後期でもないとはい

えるであろう。釈尊の教化活動のちょうど中間期であったと推測してよいかもしれない。

このようにヴェーランジャーでの雨安居の後、釈尊はヴェーサーリーに移動され、そこでスディンナ・カラダカプッタを因縁として、波羅夷罪の第1条を制定された。これが最初の結戒になるわけである。ところで波羅夷罪と僧残罪は、第【1】章の「律蔵の体系」を考察した時に述べたごとく、罪を犯した者にサンガが罰則を与えるのであるから、サンガがすでに形成されていなければならないということの意味する。先述したようにサンガの形成は、羯磨法として最初の十衆白四羯磨具足戒が制定された釈尊46歳＝成道12年の雨安居の後と考えるので、当然ながらこの最初の結戒はそれよりも以後でなければならないことになる。また刑事事件には裁判が付き物であって、刑法の制定と同時に訴訟法的なものも制定されていなければならない。要するに法体系が整備されない間は波羅提木叉の制定はないわけである。このようなことを勘案すれば、サンガが形成されたとしてもすぐさま波羅提木叉が誦出されるということはないということになる。したがって波羅夷罪第1条の制定は、サンガが形成されてからそれ相応の期間を経過した後であったということになる。これらを年代推定の第3の要素と考えてよいであろう。

(1) 「研究ノート」による。近い将来に発表する予定である。

## 【2】マドゥラーへの遊行とヴェーランジャーでの雨安居

以上はあくまでも状況証拠とでもいうべきものであるから、視点を変えて、ヴェーランジャーの雨安居そのものを考えてみよう。

【2-1】先に記したようにヴェーランジャーはスーラセーナ国に属する小都市で、マドゥラーから東にヤムナー河を渡ったところにあり、さらに東にはソーレヤとサンカッサがあった。先に紹介した『五分律』『十誦律』の記述によると、釈尊がここに行かれたときにはいまだ仏教の信者がいず、僧院はなかったとされている。『パーリ律』も仏教が伝わっているというようなニュアンスでは書かれていない。したがって仏教はいまだここには伝わっていなかったのであろう。『パーリ律』をはじめ『四分律』『五分律』『根本有部律』などは等しく、ヴェーランジャ婆羅門は釈尊が来られたことを聞いて釈尊に会いに行き、説法を聞いてから雨安居を請うたとしている。おそらく婆羅門はそれ以前には仏教に理解がなく、また釈尊と面識があったということはなかったと考えてよいであろう。これに対して『十誦律』は舍衛城におられた釈尊が雨安居に招かれてそこに行ったとしているが、「この国は信邪にしていまだ精舎がなかった」ともしている。給孤独長者が釈尊に舍衛城での雨安居を請うた時、釈尊はそこに精舎があることを条件に承諾されたとされるから<sup>(1)</sup>、精舎がないにも拘わらず釈尊が雨安居を承諾されるはずはないと考えれば、やはり他の「律蔵」のように考えるべきであろう。

しかも「律蔵」では、雨安居を請うたにもかかわらず婆羅門が3ヵ月の供養をしなかったとし、これにさまざまな理由をこしらえている。しかし事實は『パーリ律』が、「婆羅門は雨安居中に供養しなかったのは物がなかったわけではなく、なすべきことが多かったからだ

と言いついた」とするように、その気持ちが乏しかったのであろう。したがっておそらく釈尊はヴェーランジャーで雨安居を請われたからやって来られたのではなく、偶然にここで雨安居を過ごす羽目になってしまったと考えるべきであろう。しかも折悪しくその年は飢饉であり、加えて釈尊教団がまだそれほど隆盛ではなく、したがってこの地方でも釈尊への信仰がまだ確立されていなかったから、乞食で食を得ることができなかったのである。

この後釈尊はヴェーサーリーに移動されるが、ここでも飢饉であったとされるから、このヴェーランジャーで雨安居を過ごされた年と次のヴェーサーリーに移られた年は2年続きの、ヒンドゥスタン平原全体を覆う大飢饉であったのである。

- (1) *Vinaya* vol. II p.158、『四分律』大正22 p.939上、『五分律』大正22 p.167上、  
『十誦律』大正23 p.244中、『僧祇律』大正22 p.415中、『中阿含』028「教化病経」  
大正1 p.460下、『別訳雑阿含』186大正2 p.440中

[2-2] ところで釈尊は、ヒンドゥスタン平原の西端にある、したがって仏教中国からいえば辺境にあたる、いまだ仏教が伝わっていない地方の1小都市にすぎないヴェーランジャーに、しかも招かれてもいないのになぜ行かれたのであろうか。

そこで思い当たるのが、AN.004-006-053の次のような記述である。ここには、

あるとき世尊はマドゥラーとヴェーランジャーとの間の大道におられた (*antarā ca Madhuram antarā ca Verañjam addhānamaggapaṭipanno hoti*)。また多数の居士たちや居士たちの婦人らもマドゥラーとヴェーランジャーとの間の大道にいた。ときに世尊が道を外れて一樹下に坐されると、彼らも世尊の傍らに坐った。世尊は彼らに「四住とは①屍男が屍女と共に住むこと、②屍男が天女と共に住むこと、③天が屍女と共に住むこと、④天が天女と共に住むことである」と告げて、夫婦における五戒（不殺生、不偷盗、不邪淫、不妄語、不飲酒）の教えを説かれた<sup>(1)</sup>。

とされている。続くAN.004-006-054には仏在処が明示されていないが、同じ状況にあったものに相違ないであろう。これには、

世尊は比丘たちに「四住とは①屍男が屍女と共に住むこと、②屍男が天女と共に住むこと、③天が屍女と共に住むこと、④天が天女と共に住むことである」と告げて、夫婦における十善業道（不殺生、不偷盗、不邪淫、不妄語、不綺語、不悪口、不両舌、不貪、不瞋、不邪見）の教えを説かれた<sup>(2)</sup>。

とされている。

この2つの経からは、釈尊はマドゥラーからヴェーランジャーへ行かれる道中であつたが、偶然そこには大勢の人々も同じくマドゥラーからヴェーランジャー方面へと移動している途中であつたという状況が想像される。そしてそのときこの辺一帯は大規模な飢饉に見舞われて、この道には死屍が累々としていたのではなかろうか。鴨長明『方丈記』の「世人みなけいしぬれば（飢えに冒されて）、日を経つつきはまりゆくさま、少水の魚のたとへにかなへり。はてには、笠うち着、足ひき包み、よろしき姿したるもの、ひたすらに家ごとに乞ひ歩く。かくわびしれたる（衰弱しきってしまった）ものどもの、歩くかと思れば、すなはち倒れ伏しぬ。築地のつら（土堀沿いや）、道のほとりに、飢え死ぬるものたぐひ、数も知らず。取り捨つるわざも知らねば、くさき香世界に満ち満ちて、変わりゆくかたちありさま、

目もあてられぬこと多かり。いはむや、河原などには、馬・車の行き交ふ道だになし」<sup>(3)</sup> という描写を想起すればよい。

おそらく釈尊はマドゥラーに招待されたのであるが、あいにくその時は飢饉であったので、そこからヴェーランジャー方面へと避難されたのではなかろうか。マドゥラーはスーラセーナ国の首都であって、釈尊当時も繁栄していた大都会であったが、飢饉ともなれば地方のほうがまだ食が得られやすいと考えられたのであろう。

それでは原始仏教聖典にそのような事実の痕跡はあるのであろうか。実は、マドゥラーについては AN.005-022-220 に次のような記述が見いだされる。

比丘らよ、これらはマドゥラーの五失である。何を五となすか。①平坦でない (visamā)、②塵が多い (bahurajā)、③犬が凶暴である (caṇḍā sunakhā)、④獐猛な夜叉がいる (vālā yakkhā)、⑤施食が得にくい (dullabhapiṇḍā)。比丘らよ、これがマドゥラーの五失である<sup>(4)</sup>。

とするものである。もしこれが真実の釈尊の言葉であるとするなら、マドゥラーについてはずいぶんと悪い印象を持たれていたということになる。そしてこれをアッタカターでは、

ある時世尊は比丘サンガに囲まれて遊行しつつマドゥラーの都に到着して、都の中に入り始めた。その時、ひとりの邪見をもつ夜叉女が裸になって両手をひろげて舌を上下に動かして十力 (仏) の前に立った。師 (釈尊) は都の中に入らず、そこから出て、精舎に行かれた (Satthā antonagaram appavisitvā tato va nikkhamitvā vihāram agamāsi)。人々は尊敬を示す硬食と軟食とを持って精舎に行き、仏を上首とするサンガに布施した。師は**その都を叱責するために**この経を説いた (Satthā tassa nagarassa niggaṇhanatthāya imaṃ suttaṃ ārabhi)<sup>(5)</sup>。

と解説している。

『根本有部律』「薬事」<sup>(6)</sup>でも、釈尊は末土羅に入ろうとされたが、その評判によって自分の利養が失われるのを恐れた婆羅門たちに邪魔されたことや、星宿の祭りに障害が出る事を恐れた女神が邪魔しようとしたために道を一辺に避けて、釈尊は「此末土羅城有五種過失。一者土地不平。二者処饒荆棘。三者瓦石充滿。四者人民独食。五者多諸女人」と説かれ、この城に入らず驢薬叉園林に行かれた、とする。サンスクリット・テキスト<sup>(7)</sup>は5種の過失を、「上り下りする (utkūlanikūlāḥ)」「切り株・棘を主とする (sthāṇukaṇṭhakapradhānā)」「石・砂利が多い (bahupāṣāṇasarkarakatḥallā)」「夜に食べる (uccandra-bhaktā)」「女が多い (pracuramātrgrāmā)」としている。しかしながらその後、そこで末土羅城の婆羅門居士は各々に飲食を整えて釈尊の元に至り、釈尊と比丘らに供養して、驢薬叉が四方苾芻に毘訶羅 (僧院) を造れば損害しないという約束のもとに500の毘訶羅を造った。釈尊は続いて池薬叉・林薬叉・訶梨迦薬叉女を調伏して、「是時世尊現大神通、入摩土羅城中」としている。

パーリ聖典では釈尊がマドゥラーの町に入られたかどうかははっきりしないが、『根本有部律』は釈尊は最後にはマドゥラーの町の人々からの信仰を得たとするのである。パーリ聖典も「世尊は Madhurā と Verañjā との間の大道を歩いていた」とするのであるから、おそらく釈尊もマドゥラーを訪ねられたその足で、ヴェーランジャーに行かれたと推測してよい

であろう。しかしながらマドゥラーを仏在処あるいは説処とする経がないことや、マドゥラーの町を叱責するためのマドゥラーの5つの過失を説かれたなどとされているから、いったんは町の中に足を踏み入れられたとしても、所期の目的を達することができず、すぐさまヴェーランジャーの方向に足を向けられたのであろう。AN.005-022-220などがいう「5つの欠点」はその時飢饉であったための状況とも考えられなくはない。そのために土地が荒れ、野良犬が横行していたり、夜叉がでたり、施食が得られなかったりしたのである(8)。

- (1) vol. II p.057
- (2) vol. II p.059
- (3) 『方丈記 発心集』(「新潮日本古典集成」三木紀人校注 昭和51年10月) pp.022～023
- (4) vol. III p.256
- (5) vol. III p.329
- (6) 大正24 p.042下
- (7) Nalinaksha Dutt. *Gilgit Manuscripts*, vol. III, part 1, Srinagar, 1947, p.002
- (8) 以上は岩井昌悟研究分担者の情報によって記したものである。なお『雑阿含』604(大正02 p.165中)のなかでは、耶舎という上座が阿育王に「仏臨般涅槃時、降伏阿波羅龍王、陶師、旃陀羅、瞿波梨龍、詣摩偷羅国告阿難曰。於我般涅槃後百世之中当有長者。名瞿多。其子名曰優波崛多当出家学道。無相仏教授於人最為第一当作仏事」と語ったとしている。これによれば仏が般涅槃に入ろうとされる時に摩偷羅国に行き、100年後の優波崛多のことを予言されたとしているわけである。この優波崛多のことは、『雑阿含』640(大正02 p.177中)にも「爾時世尊告尊者阿難。此摩偷羅国将来世当有商人子名曰掘多。掘多有子名優波掘多。我滅度後百歳当作仏事、於教授師中最为第一」と記され、先の『根本有部律』の摩土羅城の記事中(大正24 p.042中)にも、「爾時世尊告諸 𧑦。汝等勿作異念。往昔彌猴与縁覚同住者今憂波掬多是。往昔之時以多利益。今復於此我与授記哀愍有情亦多利益」と記されている。ただし後者は現在話として憂波掬多が登場する。しかしこれらは100年後の阿育王のことに言及するものであるから、伝説的なものとして処理すべきであろう。またマドゥラーには釈尊の滅後にマハーカッチャーナが布教したことは第【7】章の「摩訶迦旃延(Mahākaccāna)の生涯と持律第五白四羯磨具足戒法の制定」に記した。

[2-3] 以上のように、原始仏教聖典にはマドゥラーを仏在処とする経は存在しないが、おそらく釈尊はマドゥラーでの雨安居に招待されて、いったんはこの町に足を踏み入れられたが、アッタカターなどが語るようにそこはバラモン教の勢力が強いところであり、しかもあいにく飢饉で、おそらく招待主にも何らかの事情があったがために、雨安居を過ごす見込みが立たず、そこで急遽足をヴェーランジャーのほうに向けられたのではなかろうか。ヴェーランジャーはヤムナー河を渡ってそう遠くない場所であるが、それでもそこはヤムナー河とガンジス河にはさまれた田園地帯であって、マドゥラーの町よりはいくらか食糧事情がよいと判断されたのであろう。また舎衛城へと帰る方向でもあった。

以上の推測は、『四分律』『五分律』『根本有部律』のヴェーランジャーでの雨安居記事が、それぞれ「そのとき世尊は500人の比丘らと共に蘇羅婆国に遊行され、毘蘭若に至って……」、「そのとき世尊は須頼婆国におられた。500人の比丘らと共に毘蘭若邑に詣って……」、「そのとき世尊は勇軍の聚落より、人間を遊行して鞞蘭底城へ至り……」と始まる

ことから証明される。「蘇羅婆国」あるいは「須頼婆国」は発音上は‘Sūrasena’と一致しないように思えるが、『長阿含経』104「闍尼沙経」<sup>(1)</sup>は十六大国の‘Sūrasena’に相当する国名を「蘇羅婆」としており<sup>(2)</sup>、また『根本有部律』の「勇軍」は明らかに‘Sūrasena’を意味するから、『四分律』『五分律』の「蘇羅婆国」「須頼婆国」も‘Sūrasena’をさすものと考えられる。したがってこれらは釈尊がスーラセーナ国の首都であるマドゥラーから東に向けてヴェーランジャーにやって来られて、雨安居を過ごされた後は、さらにソーレツヤ、サンカッサ、カンナクツジャ、パヤーガの渡し（今のアッラーハーバード）、バーラーナシーを経由してヴェーサーリーまで東行されたと考えているに相違ないのである。

このように釈尊はマドゥラーから飢饉を避難されてきたが、しかしいかんせんすでに雨期が近づいていたので、やむをえずヴェーランジャーで雨安居に入らざるをえないことになったのであろう<sup>(3)</sup>。しかしそこもまた飢饉であって、馬商人から馬の餌の馬麦を供養されて、これを食しなければならぬほどの逼迫した生活を余儀なくされたのである。そのとき釈尊は釈尊教団が一般世間のなかで確固たる地位がいまだ確立しておらず、名声や利養などがないということを痛切に感じられたのであろう。

しかしながらその翌年には結戒されたのであるから、理屈の上では早くも「名声や利養など」の誘惑がある状態になって有漏法が生じたということになる。その舞台はヴェーサーリーであって、辺境の地ではない仏教中国の真ん中であつたということもあろうが、このときに釈尊は教団が隆盛に向かうスタートラインにあると自覚されたかもしれない。

(1) 大正 01 p.034 中

(2) 【資料集 2-4】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧――その他国篇――」の〔付 1〕「原始仏教聖典に見られる十六大国」p.659 参照

(3) そもそもヴェーランジャーは釈尊が雨安居を過ごされるような場所ではなかった。釈尊は常に「仏を上首とするサンガ」とともに過ごされており、この人数は500人とか1,250人と表現されるような大人数であった。これは大げさであるとしても、釈尊の雨安居はかなりの人数と一緒にあるので大都会で過ごされるのが原則で、ヴェーランジャーのような小都市ではそれに耐えられなかった。したがって初めからヴェーランジャーにおいて雨安居を過ごされる計画であったとはとても考えられない。『涅槃経』や波羅夷罪の第4条の制定因縁に語られるように、ヴェーサーリーのような大都会でも飢饉の時には「仏を上首とするサンガ」の全員が一カ所でまとまって雨安居を過ごすことができないので、釈尊はそれぞれ友人知己を頼ってそれぞれの地方で雨安居を過ごすように指示されたのである。

[2-4] 以上のように、釈尊がヴェーランジャーで雨安居を過ごされたのは、マドゥラーで雨安居を過ごすことができなかったからであった。

それでは釈尊がわざわざスーラセーナ国のマドゥラーまで足を伸ばそうとされたのは何時のことであつたのであろうか。マドゥラーは舍衛城から直線距離にして400キロも西であるから、釈尊が舍衛城への布教の前にスーラセーナへの布教をめざされたということはある。釈迦族とはきわめて因縁が深く、釈迦国はその属国であつたとされるコーサラ国の首都舍衛城でさえ、成道後の釈尊が初めて訪れたのは**釈尊48歳＝成道14年**のことであるから、それ**以降**であつたことは間違いなからう。また先に書いたように、ヴェーランジャー

での雨安居にはこの因縁を記すすべての「律歳」に侍者としての阿難が登場するから、これは阿難が侍者になった**釈尊54歳＝成道20年よりも後の**ことでなければならない。

またこのように考えると、ヴァンサ国の首都であったコーサンビーへの布教よりも後と考えるべきであろう。コーサンビーは舎衛城、王舎城、ウッジェーニーと並んで四大国と称される都城であり、また舎衛城、王舎城、チャンパー、サーケータ、バーラーナシーと並んで六大国とも、あるいはこれにヴェーサーリー、カピラヴァットゥを加えて八大城とも称される大都会であるが<sup>(1)</sup>、スーラセーナ（マドゥラー）は十六大国の1つに数えられるにすぎない。したがって四大国、六大国、八大城に数えられる大都会コーサンビーを差し置いて、辺境の地であったマドゥラーに先に布教されるということはなかったであろうと考えざるをえないからである。

このように考え、しかも地理的条件を加味すれば、マドゥラーにはコーサンビーから足を伸ばされたと考えるのが自然であろう。マドゥラーへの道筋は、釈尊がヴェーランジャーからソーレツヤ、サンカッサ、カンナクヅジャを経由して、パヤーガの渡しでガンジス河を渡って、バーラーナシーにしばらく留まってからヴェーサーリーに行かれた道順を逆にたどることになる。パヤーガの渡しは現在のアッラーハーバードに当たり、コーサンビーはその近くにあった。

このように釈尊がマドゥラーを訪問されたのは、おそらくコーサンビーから足を伸ばされたのであって、【論文19】「コーサンビーの仏教」において、われわれは釈尊のコーサンビーへの初めての訪問は成道21年以降、24年以前＝釈尊55歳以降、58歳以前であり、「一応ここでは釈尊57歳＝成道23年としておこう」と結論づけておいた<sup>(2)</sup>。この論文では釈尊の年齢を入胎を誕生日とする満年齢で数えているから、出胎を誕生日とするとだいたい釈尊54歳以降、57歳以前ということになり、一応の結論は56歳になるのであるが、その後の年代推定との関係もあって、ここでは**初めてのコーサンビー訪問は釈尊55歳＝成道21年の雨安居前のことと訂正**しておきたい。そしてこの論文においては、その第2回目の訪問はサーガタが毒龍を退治したことを人々に称賛され、酒を振る舞われて酔いつぶれて、飲酒戒（『パーリ律』でいえば波逸提第51条）制定の因縁となった時であって、釈尊の60歳くらいのときのことであったのではないかと考えておいた<sup>(3)</sup>。しかしこれでは釈尊の教化活動の後半期にあたり、ヴェーランジャーで雨安居を過ごされたときにはまだ教団が隆盛ではなかったということを考えると、少々遅きに失するであろう。したがって釈尊のマドゥラー訪問すなわちヴェーランジャーの雨安居年はひとまず**第1回目のコーサンビー訪問の翌年、釈尊56歳＝成道22年**としておきたい。これは阿難が秘書室長に任命されてから1年半ほど後のことということになる。サンガが成立した釈尊46歳＝成道12年から考えると、それから10年が経過しているから、この時には制定されなかったけれども波羅提木叉が制定される準備は十分に整っている時期としてよいであろう。

(1) 【論文19】「コーサンビーの仏教」p.151 参照

(2) 同 p.249

(3) 同 p.251

### [3] 波羅夷罪第1条の制定因縁

原始仏教聖典には釈尊の事績や教団形成史に関する年代が記されることはまずないのであるが、極めて稀なことにそれを記す例外的な事例が存在する。それは波羅夷罪第1条が制定された年代についてである。

[3-1] それは『四分律』と『僧祇律』そして『根本有部律』である。

まず『四分律比丘戒本』<sup>(1)</sup>や『四分僧戒本』<sup>(2)</sup>、『四分比丘尼戒本』<sup>(3)</sup>などは、釈迦牟尼仏が正覚して12年間はサンガの中に問題がなかったので、

善護於口言自淨其志意 身莫作諸惡此三業道淨 能得如是行是大仙人道<sup>(4)</sup>

というのが戒経であったが、これ以後に広く分別して説くようになったといい、また『根本有部律』<sup>(5)</sup>も同じように、世尊が初めて正覚してから12年間は声聞弟子の間に過失がなく、未だ瘡痂を生じなかったがゆえに、

一切惡莫作一切善應修 遍調於自心是則諸仏教<sup>(6)</sup> 護身為善哉能護語亦善  
護意為善哉盡護最為善 苾芻護一切能解脫衆苦 善護於口言亦善護於意  
身莫作諸惡常淨三種業 是則能隨順大仙所行道

というのが別解脱戒経であったが、

至十三年。在仏栗氏国。時羯闍鐸迦村羯闍鐸迦子名蘇陣那……。

とし、13年にいたって仏が栗氏国にあったときに、羯闍鐸迦村の羯闍鐸迦子の名づけて蘇陣那というものを因縁として波羅夷罪の第1条が定められたとする。このように『四分律』と『根本有部律』は仏成道13年に最初の結戒がなされたとするのである。したがってこれによればヴェーランジャーでの雨安居はその前年の仏成道12年目であったということになる。

しかし『僧祇律』<sup>(7)</sup>は、波羅夷罪第1条の制定を、

世尊於毘舍離城成仏五年冬分第五半月十二日中食後。東向坐一人半影為長老耶舎迦蘭陀子。制此戒。

とするから仏成道5年の冬とするわけであり、そうするとヴェーランジャーでの雨安居は成道4年ということになる。しかし『僧祇律』にはヴェーランジャーでの雨安居の記述がないことは先に注意したところである。また「受戒韃度」に相当する部分でも、

世尊が成道されてより5年間は比丘僧は清浄であったが、これより已後は漸漸に非をなしたから、世尊は事に随ってために戒を制し、波羅提木叉を立説された<sup>(8)</sup>。

とする。

なお『五分律』は十衆白四羯磨具足戒法が制定された時の作法として、「授戒の後に四墮法＝四波羅夷法、四喩法＝波羅夷の意味を譬喩で表現したものを説く」<sup>(9)</sup>としているが、この時にすでに四波羅夷法が制定されたと考えることができないことは、先の因縁譚が物語るとおりである。

(1) 大正22 p.1022 下

(2) 大正22 p.1030 下

- (3) 大正 22 p.1040 下
- (4) 七仏通誡偈、あるいは諸仏通誡偈とよばれるものに相当する。
- (5) 大正 23 p.628 上
- (6) 註 (4) と同じ偈をさす。
- (7) 大正 22 p.238 上
- (8) 大正 22 pp.412 中～413 上
- (9) 大正 22 p.112 下

【3-2】 註釈書文献の中にも波羅夷罪第1条の制定年に言及するものがある。『パーリ律』の注釈書である *Samantapāsādikā* <sup>(1)</sup> であって、この制定の因縁となったスティンナについて次のようにいう。

スティンナは世尊の第12年に出家し (bhagavato dvādasame vasse pabbajito)、第20年に (vIsatime vasse) 親族のところへ乞食に訪れた。つまり自ら出家してから法臘8年の比丘になって (sayam pabbajjāya aṭṭhavassiko hutvā) である。それゆえ召使女は彼を見て〔最初〕誰だか分らなかったが〔手・足・声の〕特徴をとらえた。

これがスティンナ・カラダカプッタの出家を釈尊成道第12年とするのは、「雨安居地伝承」がヴェーランジャーでの雨安居を12年とするからであろう。そして波羅夷罪第1条の制定のきっかけを作ったのはそれから8年後であったとする。要するに波羅夷罪第1条の制定因縁にカラダカプッタが登場するのは、波羅夷罪第1条の制定の直接因縁として登場するのではなく、その伏線としての出家を述べるためと解釈していることになる。おそらくこれはヴェーランジャーでの雨安居の時には、釈尊がまだその時機ではないと波羅提木叉の誦出をされなかったにも拘わらず、雨安居を明けた早々にそれを誦すのは早すぎると考えたからであろう。

この点については重要であるから後に考えたい。

(1) p.208

【3-3】 ついでに後世の釈迦仏教文献のいうところも紹介しておく。

まず釈尊の「雨安居地伝承」では、前項にも記したようにヴェーランジャーでの雨安居は成道12年としている <sup>(1)</sup>。また『ピガンデー』も「雨期が過ぎ、コーサラ国のセータヴィヤー (Setavyā: Satiabia) へ赴いて Waritzaba (ヴェーランジャーをさすのであろう) のあるバラモンの招待を受ける。釈尊がその町で第12雨期を過ごす」とするから同じである <sup>(2)</sup>。

このように、『四分律』と『根本有部律』のいう波羅夷罪第1条の制定年伝承と、後世の釈迦仏教文献の雨安居伝承とは一致するわけであるが、それらがなんらかの共通の情報をもとに作られているとは考えられない。われわれの調査したところによれば、これら雨安居地伝承には確たる根拠になるものは見いだせなかったからである <sup>(3)</sup>。なおこの雨安居伝承では最初の舎衛城での雨安居は仏成道第14年のこととしている。もしこの雨安居地伝承を信じてとするなら、釈尊は舎衛城よりも前にヴェーランジャーに行かれたことになるが、それがありえないことは先に記した。

(1) 「モノグラフ」第6号(2002年10月)に掲載した岩井昌悟【論文5】「原始仏教聖典に記された釈尊の雨安居と後世の雨安居伝承」p.071以下の表、*Jinakālamāli* (p.034) 参照。

- (2) 英語版 p.240 なお小説と銘打っているからすべては想像の範囲で書かれたものであろうが、ティク・ナット・ハン著、池田久代訳『いにしへの道、白い雲 プツダ』（2008年12月 春秋社）では、比丘尼が誕生し（第45章）、コーサンビーの破僧が起こった（第47章）後の第50章に記されている。なお阿難が専任の侍者に任命されるのは、第52章である。
- (3) 「モノグラフ」第14号（2009年5月）に掲載した岩井昌悟【論文17】「釈尊雨安居地伝承の検証」と森章司【論文18】「釈尊雨安居地伝承の総括的評価」を参照されたい。

[3-4] ともあれこれらの年数は、以上において筆者が原始仏教聖典の記述に基づいて想定した年代とは合致しないどころか大きく相違する。本稿の結論はヴェーランジャーでの釈尊の雨安居は釈尊56歳＝成道22年としたのに対し、『四分律』『根本有部律』および「雨安居地伝承」では成道12年となり、『僧祇律』はヴェーランジャーでの雨安居は記さないが、波羅提木叉の制定年から類推すれば、成道4年ということになるからである。

しかしながら仏成道4年は、われわれの見解に基づけば未だ正式にサンガが形成されていないときであるから論外であるとしても、仏成道12年はサンガが形成されたまさしくその年にあたり、波羅提木叉制定の13年はその翌年にあたるから、理屈の上では齟齬するわけではない。しかしながらこの年は未だ阿難が秘書室長になっていない時期であるから、ヴェーランジャーでの雨安居についての記述を尊重するならば、これらの年代を採用することはできない<sup>(1)</sup>。

*Samantapāsādikā* もこの雨安居地伝承に基づいているのであるから、これも信頼するに足らないが、しかしヴェーランジャーの雨安居の直後にスディンナが登場するのはその出家と関係するののか、あるいは波羅夷罪第1条の制定に関係するののかという問題は考えておかなければならない。もし後者のように解釈すると、ヴェーランジャーでは釈尊がまだ教団が隆盛になっていないから波羅提木叉を誦さないとされながら、早くもその翌年に誦されたとするのは少々辻褄が合わないかも知れない。しかしヴェーランジャーでも飢饉であり、ヴェーサーリーで波羅夷罪第1条が制定された時も飢饉であったというのは、それが時間的につながっていることを意味するであろう。このように解釈するとスディンナの登場はその出家を記述するためではなく、波羅夷罪第1条の制定を記述するためでなければならないことになる。

ヴェーランジャーで釈尊が波羅提木叉を説かれなかったのは、「時期的にまだ早い」という意味ではなく、波羅提木叉は「随犯随制」されるべきであって未だ有漏法が起こっておらず、波羅提木叉を制定する「状況でない」という意味であったと考えて、波羅夷罪第1条の制定はヴェーランジャーでの雨安居明けのことであったとしておきたい。

なお雨安居地伝承がヴェーランジャーの雨安居を舎衛城の雨安居よりも前に持っているのは、ヴェーランジャーの雨安居と波羅夷罪第1条の制定の時機を離して理解するためには、ヴェーランジャーの雨安居を早い時期に設定する必要があったからかもしれない。

- (1) *Samantapāsādikā* (vol. I p.178) では、「阿難長老はその時（ヴェーランジャーの飢饉に際して釈尊が馬麦を食された時）侍者であったか？ 侍者であった。しかしまだ定まった侍者の地位を得てはいなかった。なぜなら世尊には成道後初期の20年間、定まった侍者がいなかった。ある時はナーガサマーラが世尊に仕えた。ある時はナーギタが、ある時はメーギヤが、ある時はウパヴァーナが、ある時はサーガタが、ある時はリッチャヴィ子・スナツ

【9】 ヴェーランジャー (Verāṅjā) での雨安居年と波羅夷罪第1条の制定

カッタが（世尊に仕えた）。彼らは自身の気が向いた時に仕えて、望む時に去った。阿難長老はそれらの者たちが仕えている間はあまり熱心ではなく、彼らが去った時には自らが種々の務めを為した。世尊も「私の一番の親類（阿難）はまだ侍者の地位を得ていないけれども、このような状況においてはこの者（阿難）だけが相応しい」と（阿難の奉仕を）忍受された。これについて「阿難長老は1パッタの麦菓子（śyāmā）を石で挽いて世尊に近づいた。世尊はそれを食されたと言われる」としている。

このようないささか無理な議論をするのは、ヴェーランジャーで雨安居されたことを伝える波羅夷の第1条の制定因縁に阿難が登場し、しかるに雨安居地伝承ではこの年を成道12年として、明らかに阿難が秘書室長になったよりも前のこととなる矛盾があるからである。

[3-5] しかしながら、唐突なまったくの仮定の話になるのであるが、『四分律』や『根本有部律』あるいは『僧祇律』は、おそらく仏成道と同時にサンガが形成されたと考えているのであろうから、その結戒年代もそれを前提としているはずである。しかしながら現実には成道と同時にサンガが形成されたということのありえないことは、今まで詳説してきたとおりである。したがって『四分律』『根本有部律』や『僧祇律』などがいう結戒年代を、われわれが考えているサンガの形成年からの年数と考えてみてはどうであろうか。そうすると、われわれはサンガ形成は釈尊46歳＝成道12年と考えているのであるからこれを第1年とすると、『僧祇律』のいう成道5年は成道16年となり、『四分律』や『根本有部律』のいう成道13年は成道24年に相当することになる。これは波羅夷罪第1条の制定年であるから、ヴェーランジャーでの雨安居年はその前年の釈尊57歳＝成道23年ということになる。

【4】 ヴェーランジャーでの雨安居年と波羅夷罪第1条の制定年

以上において、波羅夷罪第1条の制定因縁に記されるヴェーランジャーでの雨安居の記述からの状況証拠と、マドゥラーへの布教に係わるヴェーランジャーの雨安居年、それに「律蔵」に記される結戒年代などの検討を終わったので、いよいよ最後に結論を下すべき段階となった。

[4-1] まず本章で筆者が推定したヴェーランジャーでの雨安居年は釈尊56歳＝成道22年（成道後22回目の雨安居）であった。したがって最初の結戒は、その雨安居を終えて釈尊がヴェーサーリーに遊行され、ヴェーサーリーにおいて雨安居を迎える前の釈尊57歳＝成道23年の前半期ということになる。「雨安居を迎える前」と考えるのは、先の波羅夷罪第1条の制定因縁では、ヴェーサーリーに來られた釈尊が雨安居に入られたという記述は、どの「律蔵」にもないからである。

そして『四分律』と『根本有部律』が最初の結戒を伝える年次を、サンガ形成時から起算すると、最初の結戒は釈尊58歳＝成道24年の前半期ということになり、われわれの年代推定とはわずかに誤差は1年しかないことになる。また *Samantapāsādikā* は成道20年としているのであるから誤差は3年ということになる。

いずれにしても先の年次は状況証拠をもとに、推定に推定を重ねて導き出された年数であ

り、筆者自らいうのも変なものであるが、わずか数年に目くじら立てて議論することもない、むしろわれわれの年代の推定はそれなりの合理性を有している証拠としておこう。したがって本稿では、筆者の推定した年度を採用して、釈尊が**ヴェーランジャーでやむなく雨安居を過ごされたのは釈尊56歳＝成道22年の雨期**（成道後22回目の雨安居）であり、最初の結戒すなわち**波羅夷罪第1条の制定は、その直後の釈尊57歳＝成道23年の前半期（第23回目の雨安居前）**を結論としておきたい。

このように考えれば、このヴェーランジャーでの雨安居と最初の結戒の年は、釈尊の45年間の布教活動のちょうど真ん中あたり、①サンガにそれほどたくさんの経験ある者が存在していない、②サンガは未だ広大でない、③サンガは未だ大いなる利養を得ていない、④サンガは未だ多聞大なるを得ていないという段階をすぎて、そろそろ頂点すなわち隆盛期を迎え、初めて有漏法が生じるという時期に相当すると見ることができるであろう。釈尊はまさしく「時機相応」であることを知られて、このときに初めて結戒されたのである。そしてこれは阿難が侍者になってから3年目に相当する。舍利弗や目連が存命中であったことはいうまでもない。またこの年はサンガが形成されて12年目に相当するのであるから、すでに刑法に相当する「経分別」の法体系や訴訟法に相当する「韃度部」が釈尊の胸の中で構想され終わっていたと考えてもおかしくないことになる。

[4-2] 以上のように波羅夷罪の第1条制定が成道23年＝釈尊57歳の時であるとすると、その他のすべての波羅提木叉の条文はもちろんこれ以降に制定されたということになる。そこでこのような視点からすべての「律蔵」の、すべての波羅提木叉の条文を調査し、検証してみなければならぬかもしれない。

実はわれわれは『釈尊年齢にしたがって配列した原始仏教聖典目録』<sup>(1)</sup> というものを作っており、これによれば例えば『根本有部律』の「衆多学」第1条から第14条までは、

仏は婆羅痾斯仙人墮処施鹿林中におられた。その時五苾芻は出家したけれどもなお俗服と同じようなものを着ていて、威儀容飾が端嚴でなかった。そこで世尊は過去の諸仏は声聞にどのような衣服を着せしめていたのであろうかと考えられた。そのとき諸天が「浄居天が着ていたような衣服であった」と申し上げた。世尊は天眼をもってこれを観じて、「今より以降は浄居天のように円整に泥婆珊を著すべし」と定められた。そのとき六群苾芻が衣を著するのにはなはだ高かったから、衆学法の第1条「はなはだ高く衣を著すべからず」と定められた<sup>(2)</sup>。

などとされており、おそらくこれは五比丘が初転法輪によって比丘となったときをイメージしているのであろう。もしそうならこの制定時は成道直後の初転法輪の時ということになる。

すべての「律蔵」の、すべての波羅提木叉の条文を調査し、検証するということは、このようにいわばたわいもない記述も調査・検証しなければならないということの意味する。上記の『聖典目録』を用いれば、実は成道23年＝釈尊57歳の時以前に制定された波羅提木叉の条文をかなり容易にピックアップすることができるし、これに該当するケースはそれほどたくさんあるわけではないが、ここではこれを行う必要はないと判断しておく。

(1) 「釈尊および釈尊教団史年表」と同時(2010年11月)に、この研究を援助してくださっ

【9】ヴェーランジャー（Verañjā）での雨安居年と波羅夷罪第1条の制定

ていた中央学術研究所に研究報告書の一環として作成したもの。

(2) 大正 23 p.901 中